

後見支援預金特別約定

令和8年3月現在
三島信用金庫

後見支援預金は「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1.（利用対象者）

家庭裁判所が「指示書」を交付した者。

2.（取扱店の限定）

追加預入を除く取引は、口座取引店のみを窓口として扱うものとする。

3.（取引の方法）

追加預入を除くすべての取引は「指示書」に基づき扱うものとし、当庫所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。

4.（自動支払い）

この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。

5.（一時金交付）

現金支払は不可とし、振替先は後見人口座のみとします。

6.（キャッシュカードの取扱い）

キャッシュカードの発行はできません。

7.（ATM利用）

ATMでのお引出し、お振込みはご利用いただけません。

8.（死亡時等の取扱い）

成年被後見人が死亡した場合や未成年被後見人が成年に達した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き或いは口座解約手続き等が必要となります。

9.（適用条項）

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当庫と協議のうえ決定します。

以上